

## 身体的拘束等の適正化のための指針

ケ ア ハ ウ ス ファミリーケア城南  
指定特定施設入居者生活介護事業所 ファミリーケア城南

## 身体的拘束等の適正化のための指針

### 1. 身体的拘束等の適正化に関する考え方

身体的拘束等は、入居者の生活の自由を制限することであり、入居者の尊厳ある生活を阻むものです。

当事業所においては、指定特定施設入居者生活介護事業所の人員、設備及び運営に関する基準第183条4項の「指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない」ことを受けて、入居者の人権と主体性を尊重するとともに、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、日常生活のケアの充実を図り、「身体的拘束等をしない介護」を目指します。

#### (1) 介護保険指定基準の身体的拘束等禁止の規定

サービス提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を禁止しています。

#### (2) 緊急・やむを得ない場合の例外の三原則

入居者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体的拘束等を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素すべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束等を行うことがあります。

- ① 切迫性：入居者本人または他入居者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体的拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性：身体的拘束等その他の行動制限が一時的なものであること。

※ 身体的拘束等を行う場合は、以上の三つの要件全てを満たすことが必要です。

### 2. 身体的拘束等の適正化に向けての基本方針

#### (1) 身体的拘束等の原則禁止

当事業所においては、原則として身体的拘束等及びその他の行動制限を禁止します。

#### (2) やむを得ず身体的拘束等を行う場合

本人または他入居者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、サービス担当者会議を開催し十分な検討を行い、身体的拘束等適正化検討委員会をもって、身体的拘束等による心身の損害よりも身体的拘束等をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の三要件全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て拘束を開始します。

また身体的拘束等を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行ないできるだけ早期に拘束を解除できるように努めます。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束等を行う必要性を生じさせないため、日常的に以下のことにも取り組みます。

- ① 入居者主体の行動・尊厳ある生活に務めます。
- ② 言葉や応対等で入居者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③ 入居者の思いをくみとり、入居者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応に努めます。
- ④ 入居者の安全を確保する観点から、入居者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行ないません。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら入居者が主体的に生活できるように努めます。

3. 身体的拘束等の適正化に向けた体制

当事業所では、身体的拘束等の適正化に向けて身体的拘束等適正化検討委員会を設置します。

(1) 設置目的

事業所内での身体的拘束等の適正化に向けての現状把握及び改善についての検討  
 身体的拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き  
 身体的拘束等を実施した場合の解除の検討  
 身体的拘束等の適正化に関する職員全体への指導

(2) 身体的拘束等適正化検討委員会の構成員

- ア) 管理者
- イ) 計画作成担当者
- ウ) 生活相談員
- エ) 看護職員
- オ) 機能訓練指導員
- カ) 介護職員

この委員会の総括責任者は管理者とします。

(3) 身体的拘束等適正化検討委員会の開催

- ・ 3月に1回以上、虐待防止検討委員会と併せて、開催します。
- ・ 必要時は、随時開催します。
- ・ 事業所内の日常的ケアを見直し、入居者が人間として尊重されたケアが行われているかを検討します。
- ・ 発生した「身体的拘束等」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われ

ているか確認します。

- ・ 入居者の人権を尊重し、拘束廃止を目指し、「拘束を行わなくても、入居者の安全を守る」ために、職員に対しての研修を行っていきます。代替え策の検討を行い、入居者のサービス向上に努めるため、個別対応については、評価会議、サービス担当者会議を開始し検討します。

#### 4. やむを得ず身体的拘束等を行う場合の対応

本人または他入居者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体的拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

##### <介護保険指定基準において身体的拘束等禁止の対象となる具体的な行為>

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすやテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で空けることのできない居室等に隔離する。

##### (1) サービス担当者会議の開催

緊急やむを得ない状況が発生し、身体的拘束等を行う場合は、計画作成担当者がサービス担当者会議を開催の上、以下の手続きにより行います。

- ① 第一に他の代替策を検討します。
- ② 実施にあたっては、必要最低限の方法、時間、期間、実施方法の適正、安全性、経過確認の方法について検討を行います。
- ③ 事前もしくは事後すみやかに管理者の判断を仰ぎます。
- ④ 事前もしくは事後すみやかに家族等に連絡を行います。
- ⑤ 事前もしくは事後すみやかに、管理者、介護職員、看護職員、生活相談員、機能訓練指導員の参加する緊急サービス担当者会議を開催し、身体的拘束等の理由、治療及び対応方針を確認し、施設サービス計画書を作成します。

##### (2) 入居者本人や家族に対しての説明

入居者及び家族等より、「身体的拘束等行動制限」を前提とした入居の依頼があつ

た場合は、入居者及び家族等と十分に話し合い、理解を得ることに努め、「転落予防」「ケガの予防」であっても「拘束をしない介護」を目指します。

「拘束をしない介護」の工夫をしても、転落による骨折やケガ等の事故が発生する可能性はありますが、入居者が人間らしく活動的に生活するために、「拘束をしない介護」の取り組みをします。

(3) 記録と再検討

- ① 「身体的拘束等」を行う際は記録を作成することとし、入居者との契約終了後2年間保管します。
- ② 「身体的拘束等行動制限」を行っているとき、及び「身体的拘束等」を行っていない状態のときに、転落や転倒等のけがや事故が発生した場合は、「事故報告書」を作成します。
- ③ 入居者及び家族等は、その記録及び事故報告書を閲覧し、その写しの交付を求めることができます。

(4) 拘束の解除

記録と再検討の結果、身体的拘束等を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体的拘束等を解除します。その場合、身体的拘束等同意者（または契約者）にその旨報告します。

5. 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本事項

- (1) 身体的拘束等を実施した場合は、速やかにその内容（日時、理由、方法、対象者の状況等）を記録し、施設長に報告すること。
- (2) 報告内容は、委員会において検証・評価を行い、再発防止策や代替手段の検討に活用する。
- (3) 報告体制は、施設内の職種横断的な連携に基づき、透明性と客観性を確保する。
- (4) 身体的拘束等の実施状況については、定期的に集計・分析を行い、施設内外に情報公開することが望ましい。
- (5) 利用者本人および家族への説明責任を果たし、同意取得のプロセスを記録に残す。
- (6) 報告・記録様式は統一し、職員が容易に記入・提出できるよう整備する。

6. 身体的拘束等の適正化に向けた各職種の役割

身体的拘束等の適正化のため、各職種の専門性に基づくアプローチからチームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

(管理者)

- 1) 身体的拘束等適正化検討委員会の総括管理
- 2) ケア現場における諸課題の総括責任

## (看護職員)

- 1) 入居者主治医との連携
- 2) 認知症が重症化する入居者の状態観察
- 3) 記録の整備

## (計画作成担当者／生活相談員)

- 1) 身体的拘束等の適正化に向けた職員教育
- 2) 医療機関、家族との連絡調整
- 3) 家族の意向に添ったケアの確立
- 4) 事業所のハード・ソフト面の改善
- 5) チームケアの確立
- 6) 記録の整備

## (介護職員)

- 1) 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- 2) 入居者の尊厳を理解する
- 3) 入居者の疾病、障害等による行動特性の理解
- 4) 入居者個々の心身の状態を理解し基本的ケアに努める
- 5) 入居者とのコミュニケーションを充分にとる
- 6) 記録は正確かつ詳細に記録する

## 7. 身体的拘束等の適正化のための職員教育・研修

介護に携わる全ての職員に対し、身体的拘束等の適正化と人権を尊重したケアへの職員教育を行います。

- ① 年2回以上の定期的な研修を、高齢者虐待防止研修と併せて実施します。
- ② 新採用者に対する身体的拘束等の適正化と人権を尊重したケアへの職員教育を行います。
- ③ その他必要な教育・研修の実施

## 8. 当指針の閲覧について

当指針は、入居者及び家族がいつでも事業所内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上にも公開します。

## 附 則

1. この指針は、平成19年10月1日より運用する。
2. この改正指針は、令和6年4月1日より運用する。
3. この改正指針は、令和7年4月1日より運用する。